

いじめ防止基本方針

～子どもたちが安全・安心な生活を送るために～



《平成31年4月1日改訂》
《令和3年7月16日一部改訂》



＜はじめに＞

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それを防止するために平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布されました。その3年後「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しがされ、さらに実態に即した改定案が国から示されました。

本校も国や道等の動向に連動し、これまでの「いじめ防止基本方針」の見直しをいたしました。いじめ防止に向けて学校全体で組織的な取組を進めること、いじめを生まない風土づくりといった未然防止の活動に重点をおくことなどの基本的な姿勢は今までと大きく変わりません。私たち教職員も「いじめは絶対に許されない」という認識にたち確実に実践を進めて参ります。

全ての生徒が、自分を必要とされる存在であると感じ、互いのよさや違いを認め合い支え合うことができるような取組を進めることで学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように今後も努めて参ります。この方針については、文書やHP、機会をとらえた説明等で今後も皆様にお伝えして参ります。



I いじめに関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。【「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布】

具体的ないじめの形態としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

2 いじめ防止の基本目標

いじめ防止の対策は、次のことを目指して行います。

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感をもち、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめをはやし立てず、これを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めます。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、いじめを受けた生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政等の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服します。
- (4) 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

3 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってははいけません。

4 関係者の責務や役割

(1) 学校及び教職員の責務

- ① 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、当該生徒を徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処します。
- ② 教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、生徒一人一人についての理解を深めるとともに、生徒との間の信頼関係の構築に努めます。
- ③ 生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めます。
- ④ いじめを発見し、又は相談を受けた場合は速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って、報告・記録し、学校の組織的な対応に繋げるよう努めます。
- ⑤ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

(2) 保護者の責務

- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、その言動が保護する生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、当該生徒がいじめを行うことのないようにするため自ら範を示すなどして、規範意識、生命を大切に他人を思いやる心などの基本的な倫理観を養うための教育等を行うよう努めます。
- ② 保護者は、日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めます。
- ③ 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、生徒の気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めます。
- ④ 保護者は、鷹栖町教育委員会及び鷹栖中学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めます。

(3) 地域住民の役割

- ① 鷹栖町民及び事業者は、地域において生徒と触れ合う機会を大切に、地域全体で生徒を見守るとともに、鷹栖中学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者と連携協力して、生徒が健やかに成長できる環境づくりに努めます。
- ② 鷹栖町民及び事業者は、いじめが行われ、又は行われている疑いがあると認めた場合に鷹栖中学校へ通報するなど、鷹栖町教育委員会及び鷹栖中学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。
(※「事業者」とは、鷹栖町内で事業活動を行う個人、法人、団体のこと)

5 いじめ問題の理解

〈文部科学省「生徒指導提要」等から〉

いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分認識し、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組みます。いじめには様々な特質がありますが、以下の①から⑧は、教職員や子どもにかかわる大人がもつべきいじめについての基本的な認識です。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きなかわりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべきで問題である。

II いじめ防止に向けた対策

1 いじめの未然防止

いじめ問題においては、まず「いじめが起こらない学級、学校風土づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要だと考えています。学校では、全ての教職員がいじめはこの学級でも起こりうるという認識をもち、様々な情報を把握したうえで「いじめを生まない土壌づくり」に努めていきます。また、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動も行っていきます。

2 いじめの早期発見

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努めていきます。いじめを早期に発見することが早期の解決につながります。

子どもの声が教職員に届くよう、相談できる信頼関係を日常的に築いていくよう努めます。また、早期発見のためには、保護者、地域の皆様とも連携して様々な情報を収集し、指導に役立てていかなければなりません。

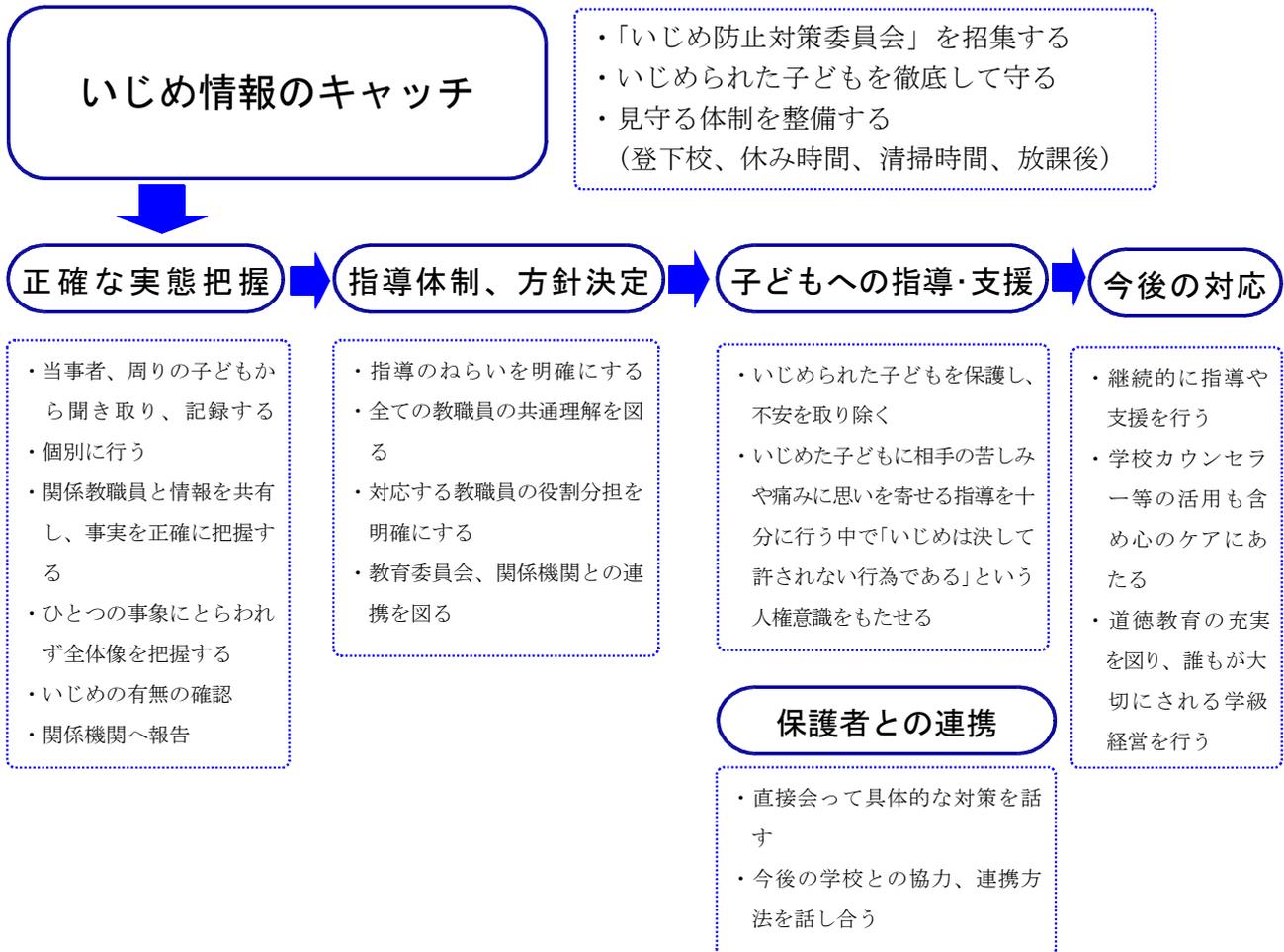
子どもの様子で気になること、変化に気づいた時には、遠慮なく学校に連絡、ご相談いただきますよう、お願いいたします。

3 いじめへの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をとります。また、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学年や学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

いじめが起きた場合には、次のような基本的な流れで組織的に対応し、早期解消に努めます。

【いじめ対応の基本的な流れ】



4 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの普及により、それらを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷をインターネット上のWebサイトの掲示板に書き込んだり、メールを送ったりするなど、深刻なトラブルが発生しています。これらについては家庭との連携が欠かせません。学校と共通理解を図った家庭での御指導をお願い致します。

未然防止のためにご家庭にお願いしたいこと

- ◇子どものパソコンや携帯電話を管理するのは家庭であり、子どもを危険から守るためには、フィルタリングだけでなく、家庭において「ルールづくり」を行うことや携帯電話所持の必要性について検討すること
- ◇「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること（情報モラルについて子どもたちに理解させる）

Ⅲ いじめ防止に向けた組織対応

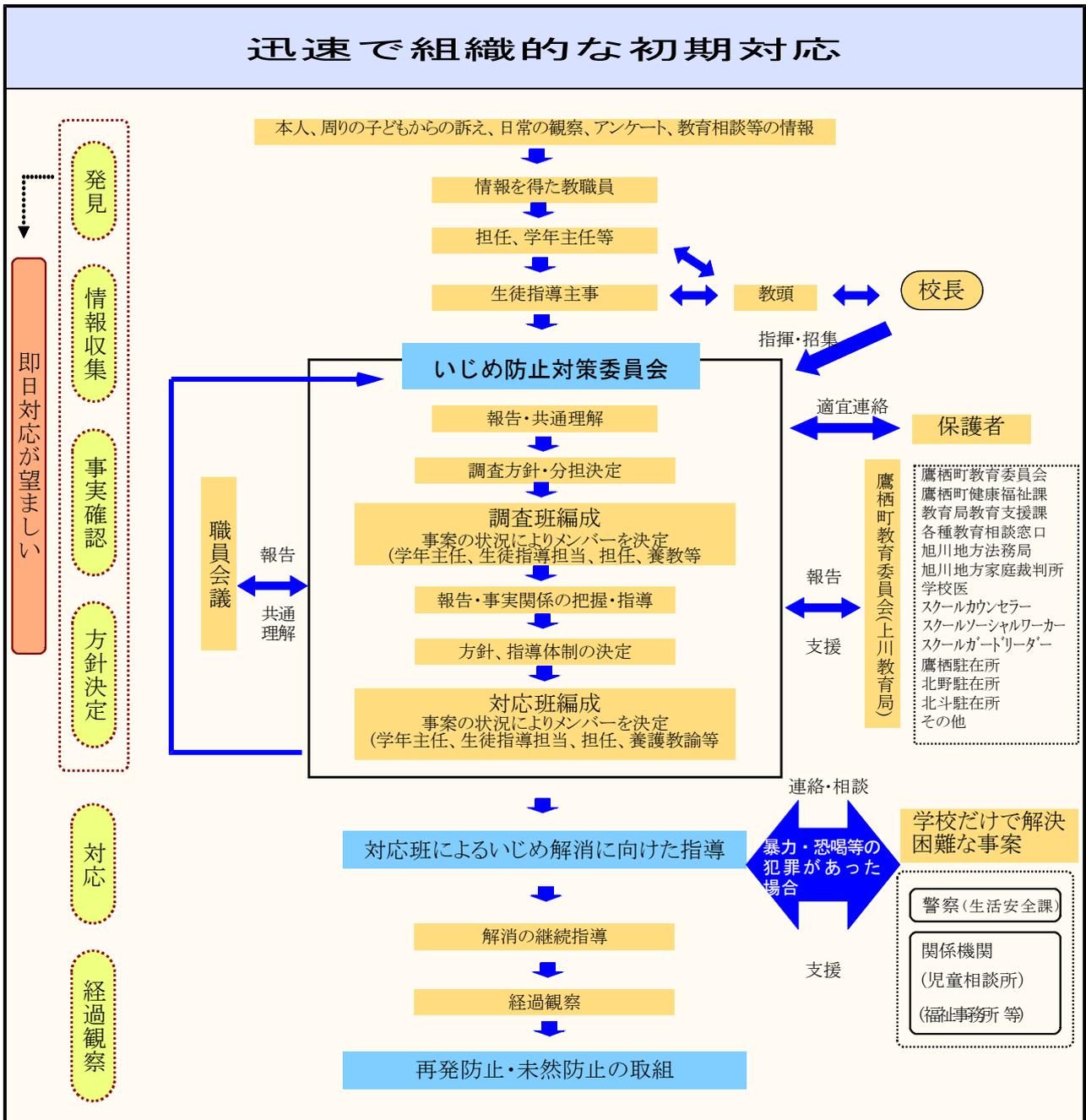
いじめ問題への取組にあたっては、いじめを把握した段階で早急に事実確認等を行い、関係者が集まって対応チームを組織し話し合うとともに、指導方針を理解した上で役割を分担し、全校体制で組織的に迅速な対応を進めます。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、校長が「いじめ防止対策委員会」を招集し、そのチームを中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめ問題の解消に取り組みます。

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁(鷹栖町教育委員会、上川教育局、北海道教育委員会)や警察、地域の関係機関等との連携を進め、いじめ問題の解消に努めます。

★鷹栖中学校いじめ防止対策委員会

- ＜構成＞ ◎校長 ○教頭 ○生徒指導主事 ・各学年主任 ・養護教諭
 ・不登校不適應コーディネーター (状況により・SC ・SSW ・その他、外部関係機関)



重大事態への対応

重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条に規定されているとおり、

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【補足】

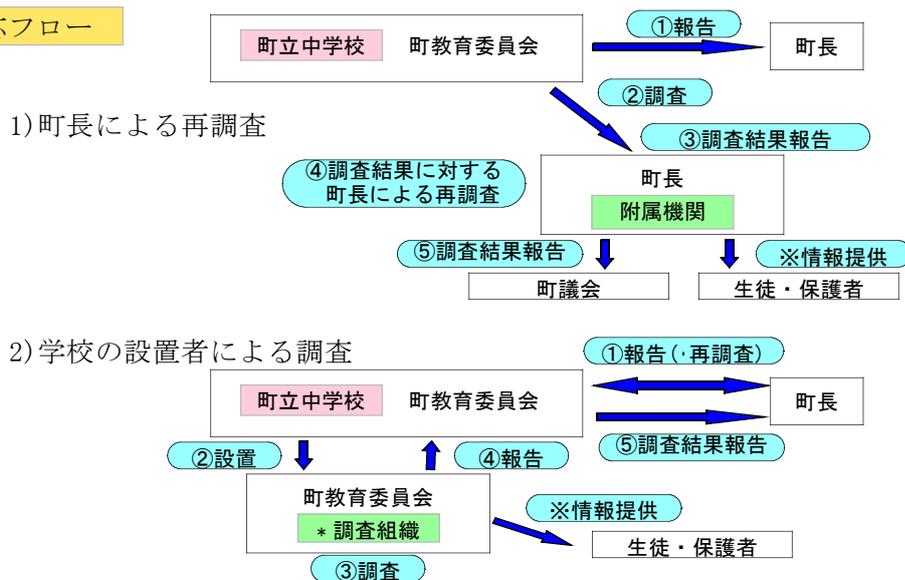
- 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 などが該当する。
- 2の「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その日数にかかわらず、迅速に対応するものとする。

重大事態の発生と調査

「発生」の3つのケース

- 1 学校が、重大事態が発生した疑いがあると認められる場合
- 2 いじめられて重大事態に至ったと生徒や保護者から申し出があった場合
- 3 学校に相談機関等からの連絡・報告を受けた場合

対応フロー



調査の主体を、設置者または学校とするかは、学校の設置者の判断による。

(* 調査組織は、鷹栖中いじめ防止対策委員会を母体とし、第三者の参加を図り調査の公平性・中立性の確保に努めた構成とする。)

※調査組織による調査での留意点

- いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき点。
- たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要な点。
- これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する点。
- 得られたアンケート等は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明するなどの措置が必要である点。

※調査組織による報告・提供での留意点

- いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供すること。
- 関係者の個人情報に十分配慮するが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがあってはならないこと。
- いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えること。

IV 鷹栖中学校いじめ防止プログラム

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要があります。そのため、年度当初に組織体制を整えるとともに、学校全体でいじめ問題に取り組めるよう年間のいじめ防止指導計画を立てています。

⬭ は、未然防止の取組 ⬭⬭⬭⬭⬭⬭ は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止基本方針の確認、学校HP公開 ・生徒・保護者への説明 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 ・アンケートの集計、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 ・QUテストの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 ○鷹栖町生徒指導連絡協議会 ○地域参観日 ○学校評価（中間）
	<ul style="list-style-type: none"> ⬭児童生徒に関わる学校間の情報交流（授業参観等） 			
	<ul style="list-style-type: none"> ⬭SC、SSWとの連携 ○生徒、保護者との教育相談の実施 			
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ⬭学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 	<ul style="list-style-type: none"> ⬭いじめの把握のためのアンケート調査① 	<ul style="list-style-type: none"> ⬭いじめ防止の理解を深める学習（学級活動、特別の教科 道徳） 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA総会での周知 ・いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○CS ・いじめ防止基本方針の説明 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域参観日の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針の学校HP公開 	<ul style="list-style-type: none"> ⬭チェックリストの活用① 		
	<ul style="list-style-type: none"> ⬭二者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ⬭情報収集（通年） 		

	8月	9月	10月	11月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 ・アンケートの集計、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 ・QUテストの実施 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ⬭児童生徒に関わる学校間の情報交流（授業参観等） 			
	<ul style="list-style-type: none"> ⬭SC、SSWとの連携 ○生徒、保護者との教育相談の実施 			
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ⬭いじめ相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ⬭いじめの把握のためのアンケート調査② 	<ul style="list-style-type: none"> ⬭いじめ防止の理解を深める学習（学級活動、特別の教科 道徳） 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組状況等の公表（学校だより） 	<ul style="list-style-type: none"> ⬭チェックリストの活用② 	<ul style="list-style-type: none"> ⬭教育相談 	
	<ul style="list-style-type: none"> ⬭情報収集（通年） 			

	12月	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 ○鷹栖町生徒指導連絡協議会 ○地域参観日 ○学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 ・アンケートの集計、分析 ○参観日 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会 ○鷹栖町生徒指導連絡協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価 ・いじめに関わる取組の点検 			<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針の見直し
	○児童生徒に関わる学校間の情報交流（授業参観等）			
	○SC、SSWとの連携 ○生徒、保護者との教育相談の実施			
	○生徒理解に努める ○休み時間の有効活用 ○ネットパトロール ○生徒指導交流会の実施			
生徒		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの把握のためのアンケート調査③ 	
			<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習（学級活動、特別の教科 道徳） 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域参観日の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の取組状況等の公表（学校だより） 	<ul style="list-style-type: none"> ○チェックリストの活用 	
	○情報収集（通年）			

V 出席停止制度の適切な運用について

子どもに対しては、日ごろからきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行います。しかし、指導の効果が上がらず、他の子どもの心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、校長の判断で出席停止の懲戒処分を措置を検討します。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の子どもの教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものです。

VI 監督官庁、警察、地域の関係機関等との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁（鷹栖町教育委員会、上川教育局、北海道教育委員会）や警察、地域の関係機関等と連携します。連携を図るため、関係機関とは、日ごろから学校や地域の状況について情報交換に努めます。

いじめた子どもの行為の背景に、保護者とのかかわりなど家庭の要因が考えられる場合があります。そのような場合には、地域の関係機関へ相談したり、協力を得たりすることも視野に入れて対応します。

VII PTA、地域との連携

PTAに関しては、年度当初の全体懇談の折に学校のいじめ防止に関する基本方針を説明したり、参観日の各学年懇談、個人懇談等を通して情報収集したりするなど、積極的に働きかけます。

また、スクールガードリーダーや地域の関係団体等を活用して、同様に基本方針を説明するとともに、地域での情報収集に努めたり、子どもの見守りについて依頼するなど、いじめの根絶に向けて地域全体で子どもを守る体制をつくります。

VIII いじめ防止に向けた取組の点検・評価及び見直し

本校においては、この『鷹栖中学校 いじめ防止基本方針』について、職員会議、校内研修、学校評価会議等の機会に定期的に共通理解するとともに、点検及び評価を行い、必要に応じて保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て見直し、学校の取組が円滑に進められるよう努めます。また、生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして生徒の意見を取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努めます。

いじめ早期発見のためのチェックリスト【教師用】

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出さないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

時系列	項目	生徒を見るポイント	生徒氏名
登校時 SHR	1	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。	
	2	<input type="checkbox"/> 教員と視線が合わず、うつむいている。	
	3	<input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。	
	4	<input type="checkbox"/> 提出物を忘れてたり、期限に遅れる。	
	5	<input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。	
授業中	6	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる。	
	7	<input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ。	
	8	<input type="checkbox"/> 机周りが散乱している。	
	9	<input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席についている。	
	10	<input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある。	
休み時間等	11	<input type="checkbox"/> 給食にいたずらをされる。	
	12	<input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない。	
	13	<input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い。	
	14	<input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない。	
	15	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりする。	
	16	<input type="checkbox"/> 一人で清掃している。	
放課後等	17	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。	
	18	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。	
	19	<input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている。	

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がついたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

項目	生徒を見るポイント	生徒氏名
1	<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。	
2	<input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。	
3	<input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする。	
4	<input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。	

3 教室でのサイン

教室がいじめの場所になることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下等を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

項目	生徒を見るポイント	生徒氏名
1	<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえてくる。	
2	<input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。	
3	<input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る。	
4	<input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。	
5	<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある。	
6	<input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。	

いじめ早期発見のためのチェックリスト【家庭用】

年	組	番	氏名
---	---	---	----

1 最近のお子さんの様子の変化で、下記の項目に該当するものがあれば、空欄に○を記入してください。

1	学校や友人のことを話さなくなる。	
2	友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。	
3	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。	
4	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。	
5	受信したメール（投稿、コメント等を含む）をこそこそ見たり、電話におびえたりする。	
6	不審な電話やメール（投稿、コメント等を含む）があったりする。	
7	遊ぶ相手が急に変わる。	
8	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。	
9	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。	
10	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。	
11	登校時間になると体調不良を訴える。	
12	食欲不振、不眠を訴える。	
13	学習時間が減る。	
14	成績が下がる。	
15	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。	
16	自転車がよくパンクする。	
17	家庭の品物、金銭がなくなる。	
18	大きな額の金銭を欲しがる。	

2 下記の項目をお子さんに直接たずねて、回答を記入してください。

1 あなたのクラスに、仲間はずれにされている人はいませんか？	い	る	い	ない
2 あなたのクラスに、よく嫌がらせをされている人はいませんか？	い	る	い	ない
3 あなたは、困ったときに相談できる友達がありますか？	い	る	い	ない
4 あなたは、困ったり悩んだりしたときに相談できる先生はいますか？	い	る	い	ない

3 その他、お子さんの様子で気になることがあれば記入してください。